

◇申請書及び届出書の添付書類について

下記の申請書又は届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ◆保安林内立木伐採許可申請書（様式告示 14 規則第 59 条の申請書）
- ◆保安林内立木伐採届出書（様式告示 15 規則第 60 条第 2 項の届出書）
- ◆保安林内作業許可申請書（様式告示 16 規則第 61 条の申請書）
- ◆間伐（択伐）届出書（様式告示 20 規則第 68 条第 1 項の届出書）

1 添付書類

- (1) 立木の伐採に係る（申請・届出の対象となる）森林の位置図及び区域図
- (2) 許可を受けようとする者又は届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。以下、「許可を受けようとする者等」という。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 立木の伐採又は保安林の択伐及び間伐に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (4) 申請又は届出（以下、「申請等」という。）の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- (5) 許可を受けようとする者等が申請等の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
- (6) 許可を受けようとする者等が申請等の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

なお、次のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができます。

- ① 申請等の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
 - ② 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請等の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
 - ③ 申請等の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、愛知県知事が必要と認める書類

2 添付書類についての留意事項

- (1) 前記 1 (1) の「森林の位置図及び区域図」については、森林計画図の写し又は申請等の対象となる森林及び隣接する森林の地番、並びに地形等が分かる同等の図面とします。

- (2) 前記1(2)の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人番号、法人の名称・所在地）を記載した書類又はその写しとします。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとします。
- (3) 前記1(3)の「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとします。
- ① 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
- ② 申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- また、「処分があったことを証する書類」については、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとします。
- (4) 前記1(4)の森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者等が申請等の対象となる森林の土地の所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類とします。
- (5) 前記1(5)については、当該申請等をする森林の立木の伐採又は土地の使用等について正当な権原を有する者であることを証する書類とします。
- (6) 前記1(6)の「許可を受けようとする者等が申請等の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請等の対象となる保安林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とします。
- (7) また、前記1(6)のなお書きにおいて書類の添付を省略できる場合は、次によるものとします。
- ①の「申請等の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者又は届出者（以下、「申請者等」という。）が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とします。
- ②の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請等の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とします。
- ③の「申請等の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にを行うと認められる場合」については、申請者等が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とします。
- ただし、申請者等が過去3年の間に愛知県知事から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（前記1(7)の愛知県知事が必要と認める書

類により提供された情報により判明したものを含む。)は、書類の添付の省略を認めないものとします。

- (8) 前記1(7)の「愛知県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、愛知県知事（保安林の所在する管轄事務所等）が求める書類とします。